学校支援ボランティア運営事業実施要項

１　目　　的

市民が保有する知識及び経験等に基づく技術を、小中学校の教育活動等に活かしてもらうことにより、学校を活性化するとともに学校への支援体制を整備することを目的とする。

２　登 録 者

学校支援のため、自発的・無報酬によるボランティア活動をする意志を持ち、真岡市民で本事業の目的を理解する個人及び団体とする。ただし、未成年者は保護者の同意を必要とする。

３　支援内容

（１）授業への支援

①各教科の授業補助　②教材作成補助　③道徳講話（戦争の話、地域の昔話、等）
④和楽器の指導　等

（２）特別活動への支援

①体験学習補助　②読み聞かせ　③校外活動補助　④国際理解・海外体験紹介　等

（３）環境づくりへの支援

①植物栽培　②動物の飼育指導　③図書の整理　④ホームページ作成補助　等

（４）その他

①学校が必要とする支援

４　費用負担

登録者への報酬は無報酬とする。ただし、材料費等は、依頼した学校が負担する。活動中の事故に対しては、学校教育の指導協力者災害保障保険へ加入し、その費用は市が負担する。

５　申込み手続き

申込みを希望する者は、「学校支援ボランティア申込書」（別記様式）に必要事項を記入し、学校教育課に提出する。

６　登録期間

登録の有効期間は、４月１日から翌年３月３１日までの１年間とする。

７　登録取消

次の事項が発生した場合は、登録を取り消すことができる。

（１）本人から辞退の申し出があった場合

（２）学校経営に支障が生じると判断した場合

（３）その他、教育委員会が判断した場合

８　活用方法

各学校が申込み内容に基づき、直接登録者に依頼する。依頼にあたっては、事前に日時、時間、内容について連絡をとり登録者の承諾を得る。

９　その他

この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

この要項は、平成２２年４月１日から実施する。